

# 審 査 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3-1)
根 拠 条 項 : 第2条
処 分 の 概 要 : 質屋の許可
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条第1項(許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 第2条、第3条(質屋の許可の申請)
審 査 基 準 : 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :